

ゼロカーボンビレッジいいたて 実行計画（事務事業編）

令和7年3月

飯舘村

目次

第1章 計画策定の背景と基本的事項	2
1. 計画策定の背景	2
(1)地球温暖化	2
(2)世界の動き	2
(3)日本の動き	2
(4)SDG s（持続可能な開発目標）	3
2. 計画の基本的事項	4
(1)策定目的	4
(2)事務事業編の対象範囲	4
(3)計画期間	5
(4)上位計画及び関連計画との位置づけ	6
第2章 エネルギー使用量及びCO₂の排出量と削減目標	7
1. 飯館村におけるエネルギー使用量及びCO ₂ 排出状況	7
(1)総エネルギー使用量と総CO ₂ 排出量	7
(2)所属ごとのエネルギー使用量とCO ₂ 排出量	8
2. CO ₂ 排出削減目標	10
(1)目標設定	10
第3章 CO₂排出削減目標達成に向けた具体的な取組み	11
(1)取組みの基本方針	11
(2)テーマ別の具体的な取組み	11
第4章 計画の推進体制と評価・公表	17
1. 推進体制	17
(1)ゼロカーボンビレッジいたて実行計画協議会	17
(2)評価・見直し体制	18
2. エネルギー使用量報告及び使用状況の公表	18
(1)エネルギー使用量報告について	18
(2)エネルギー使用状況の公表	18
参考資料 計画対象施設・所管一覧	19
1. 計画対象施設	19
2. 計画対象部局	21

第1章 計画策定の背景と基本的事項

1. 計画策定の背景

(1)地球温暖化

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、異常気象による被害の増加や、農作物や生態系への影響等があると考えられています。

地球温暖化は、人為的な温室効果ガス排出量の増加が主な原因であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

(2)世界の動き

2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議 COP21（以下、気候変動枠組条約締約国会議を「COP」という。）でパリ協定が採択されました。

パリ協定では、地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

(3)日本の動き

1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「温対法」という。）が制定され、国・地方公共団体・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが構築されました。これにより、すべての市町村に温室効果ガス削減に向けた措置等の実施が義務付けられました。

また、2016年に地球温暖化対策計画が策定され、我が国の中間目標として2030年度に2013年度比で26.0%減とすることとされました。

さらに、2021年には削減目標を「2030年度までに2013年度比46%削減」に引き上げ、最終的に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、カーボンニュートラルの実現が表明されました。

(4)SDGs (持続可能な開発目標)

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が位置付けられました。

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」や「つくる責任 つかう責任」のほか、「産業と技術革新の基盤をつくろう」など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、2023 年に改定された「SDGs 実施指針」において、「地球規模の主要課題への取組強化」など 5 つの重点事項を定め、脱炭素の推進など具体的な取組みを示しています。

村においても、本計画でこれらに関連する取組みを定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGs の達成につなげていきます。



図 1 SDGsにおける17の目標

2. 計画の基本的事項

(1) 策定目的

温対法第 21 条第 1 項及び地球温暖化対策計画に基づき、飯舘村が実施する事務及び事業における省エネルギー・省資源・温室効果ガス排出量削減を目的として、ゼロカーボンビレッジいたて実行計画（事務事業編）（以下、「事務事業編」という）を策定します。

(2) 事務事業編の対象範囲

① 対象となる事務及び事業

事務事業編で対象となるのは、飯舘村の事務及び事業全てです。詳細については参考資料を参照ください。

② 対象となる温室効果ガス

事務事業編で対象となる温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

種類	主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼により発生。温室効果ガスの 9 割を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵など農業部門のほか、廃棄物の埋め立てからも排出。
一酸化二窒素（N ₂ O）	化石燃料の燃焼のほか、工業部門や窒素肥料の施肥により排出。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品のスプレー、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに利用されるもの。
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造や電気部品などの洗浄で利用されるもの。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に充填されている電気絶縁ガスや半導体製造に利用されるもの。

図 2 主要な温室効果ガスの一覧

③ CO2 排出量算定に係る事項

第2章で示す、基準年度である2023年における各エネルギー利用に係るCO2排出量の計算式は下記のとおりです。

A	B	C	D	X
年間使用 エネルギー量	単位発熱量 (単位)	CO2 排出係数 (単位)	CO2 重量比 計算数値	CO2 排出量計算式 (単位)
電気 (kWh)	-	0.438 (kg-CO2/kWh)	-	$X = A \times C$ (kg-CO2/年)
軽油 (L)	37.7 (MJ/L)	0.0187 (kg-CO2/MJ)	12/44	$X = A \times B \times C$ (kg-CO2/年)
灯油 (L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-CO2/MJ)		
ガソリン (L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-CO2/MJ)		
重油 A (L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-CO2/MJ)		
ガス (m ³)	50.8 (MJ/L)	0.0161 (kg-CO2/MJ)		

図3 CO2 排出量計算に係る基礎数値

(3) 計画期間

事務事業編の計画期間は、策定年度翌年である2025年度から2030年度までの6年間とします。計画の進捗や社会情勢を踏まえ、適宜見直しを実施します。

※ ゼロカーボンビレッジいたて実行計画（区域施策編）に合わせると基準年度は2013年度となりますが、東日本大震災に伴う全村避難による公共施設の移転・廃止が多数あり、当時と現在のエネルギー使用状況との比較が困難なため、取組開始前で最新の2023年度を基準年度とします。

(4)上位計画及び関連計画との位置づけ

事務事業編は、飯舘村の最上位計画である「第6次総合振興計画」に基づくゼロカーボンビレッジいたて実行計画（区域施策編）に則して、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。

事務事業編は、飯舘村が率先して公共施設等における省エネルギーへ取り組むことで、地域の温暖化対策の模範となることを目指した計画で、村内の企業や住民の取り組みを後押しし、環境に配慮した持続可能な社会の実現に向けて、重要な役割を果たします。

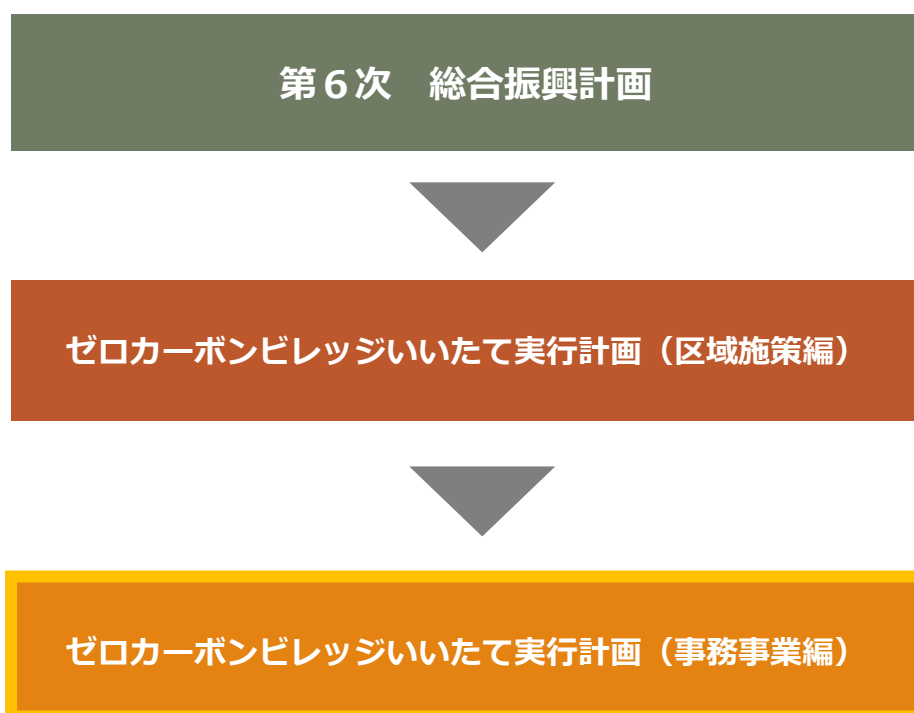


図4 ゼロカーボンビレッジいたて実行計画（事務事業編）の位置づけ

第2章 エネルギー使用量及びCO₂の排出量と削減目標

1. 飯舘村におけるエネルギー使用量及びCO₂排出状況

(1) 総エネルギー使用量と総CO₂排出量

基準年度である2023年度における飯舘村の事務及び事業に伴う総エネルギー使用量は下記のとおりで、使用量で見ると電気が村における主エネルギーであることが分かります。しかしCO₂排出量で見ると、電気使用によるものが67.8%と半数以上を占めていますが、軽油や灯油等の燃料使用による排出量も30%程度であることが分かります。

このことから電気はもちろん、燃料使用に関する省エネルギーに取り組むことが有効であると考えられます。

※使用実績・データの無い課については、集計から除いています。

エネルギー使用集計期間	項目	使用量	単位
令和5年4月から	電気	2,229,476	kWh
	軽油	62,723	L
	灯油	62,757	L
令和6年3月請求分まで	ガソリン	43,829	L
	重油A	13,663	L
	ガス	6,887	m ³

図5 エネルギー使用量の内訳（2023年度）

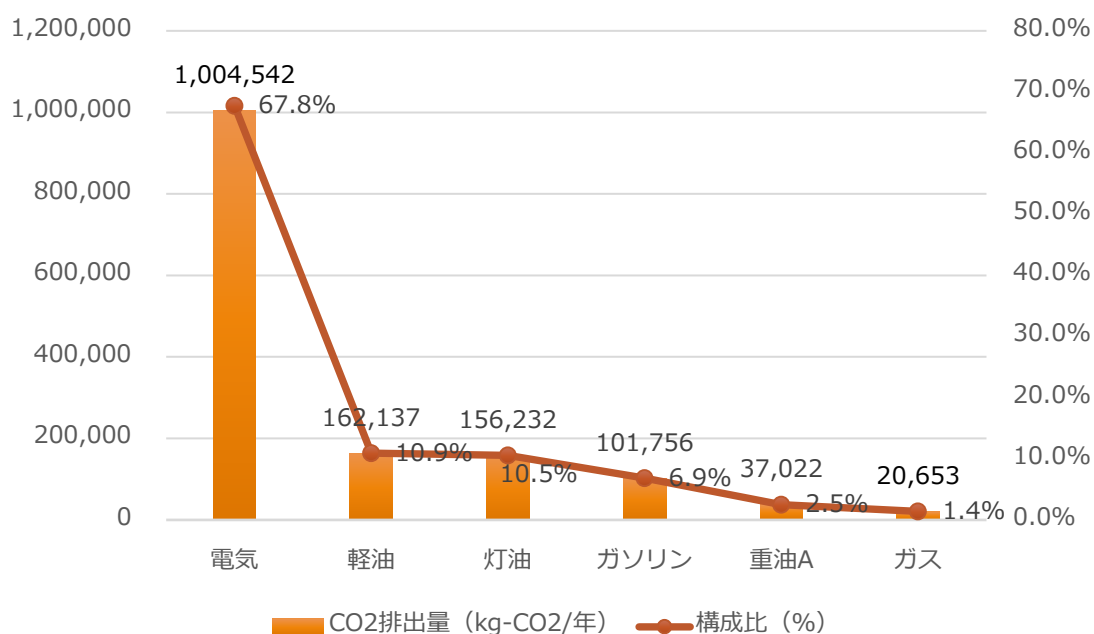


図6 CO₂排出量の内訳（2023年度）

(2)所属ごとのエネルギー使用量と CO2 排出量

※基準年度時点のエネルギー管理主体の名称を記載しています。

所属ごとの電気、燃料の使用量は以下のとおりで、使用実績・データの無い課は集計から除いています。

電気使用量は、教育課が 23.3%、村づくり推進課が 23.2%、総務課が 18.5%、飯館村振興公社が 14.3%となっており、学校施設や庁舎のほか、道の駅や宿泊体験施設等のレジャー施設における電気使用状況による影響が大きいと考えられます。

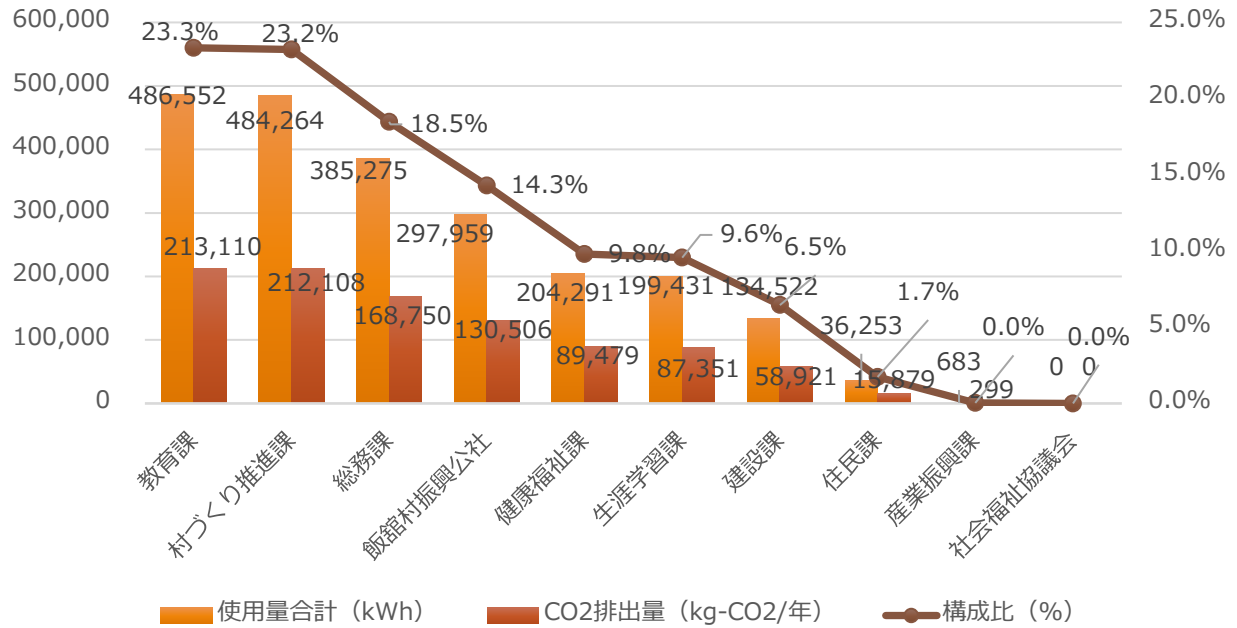


図7 所属ごとの電気使用量

軽油使用量については、農耕機械やトラックの利用が多い飯館村振興公社が 56.9%となっており、この部分で省エネのポテンシャルがあることがうかがえます。

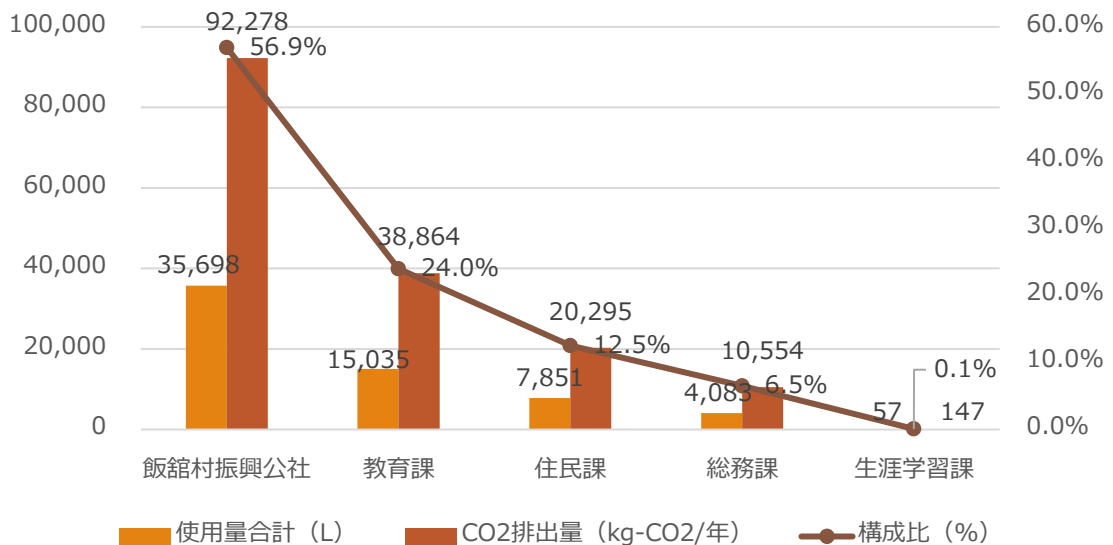


図8 所属ごとの軽油使用量

灯油は、宿泊施設やキャンプ場を管理する飯館村振興公社での利用が多くを占め、主に冬場の暖房機器利用によるところがほとんどです。

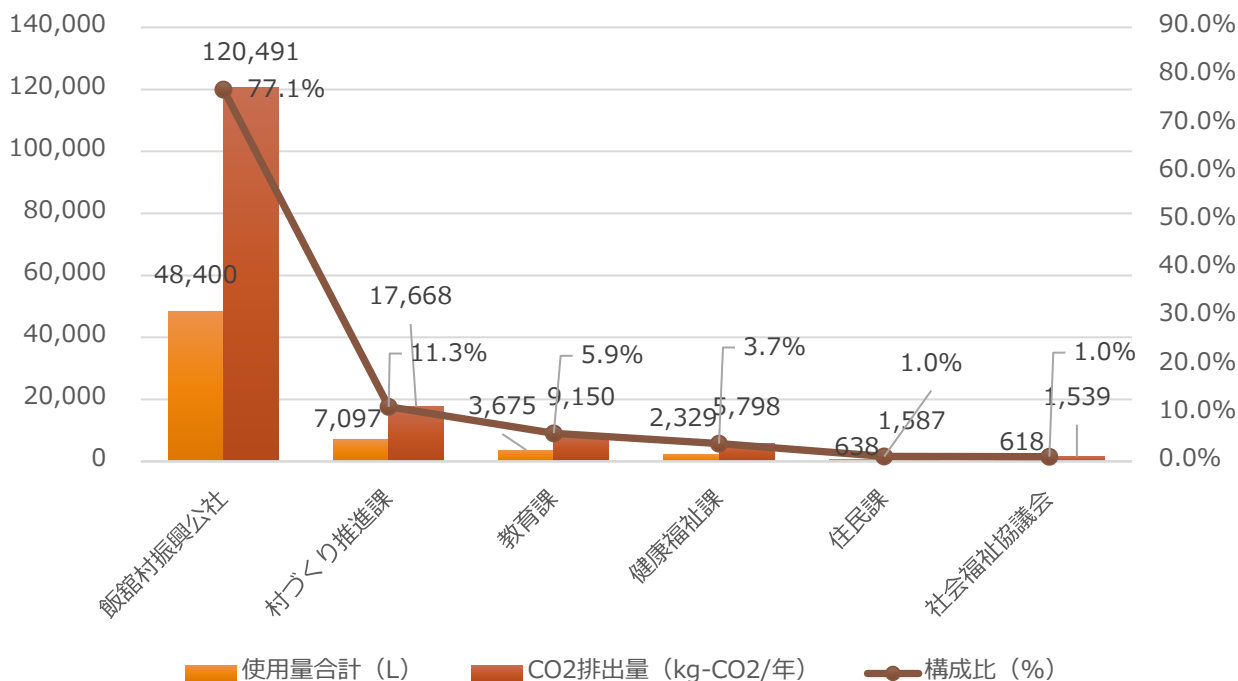


図9 所属ごとの灯油使用量

ガソリンは公用車の燃料として利用されており、スクールバスの運営を行っている教育課が最も多く、次いで農耕機械等での利用が多い飯館村振興公社が多く使用しています。

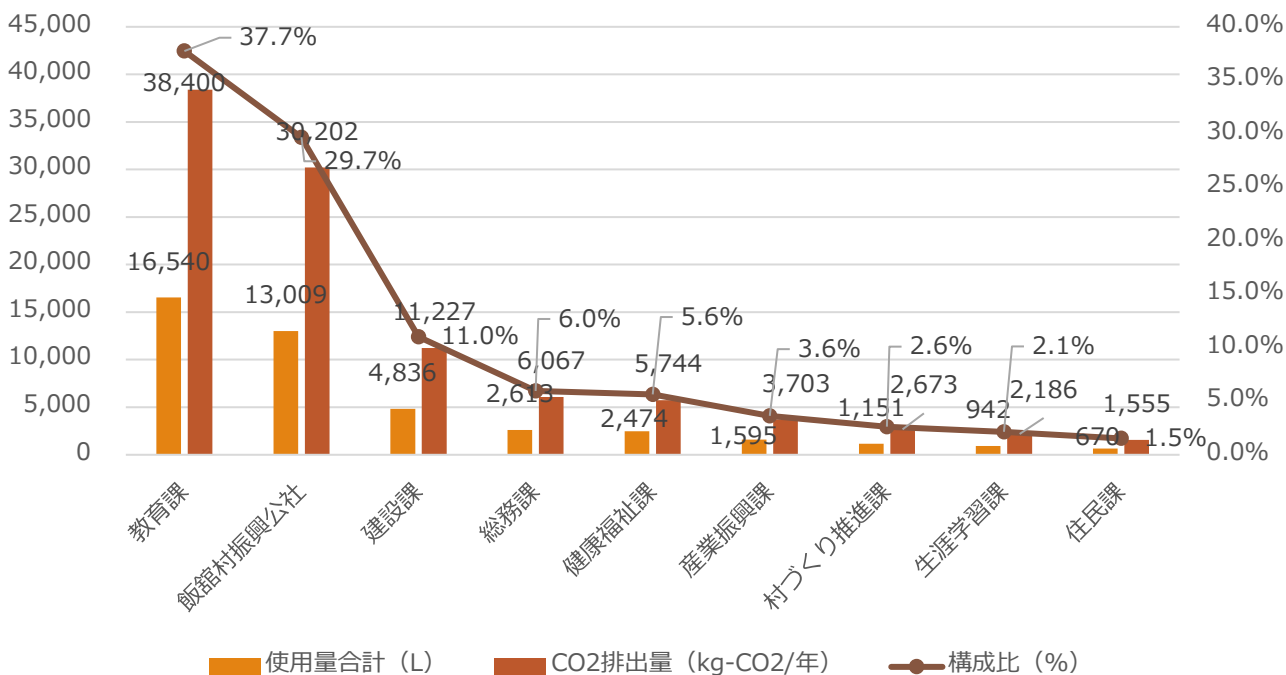


図10 所属ごとのガソリン使用量

重油 A は冬季の暖房機器用の燃料として、庁舎と道の駅でのみ使用されています。

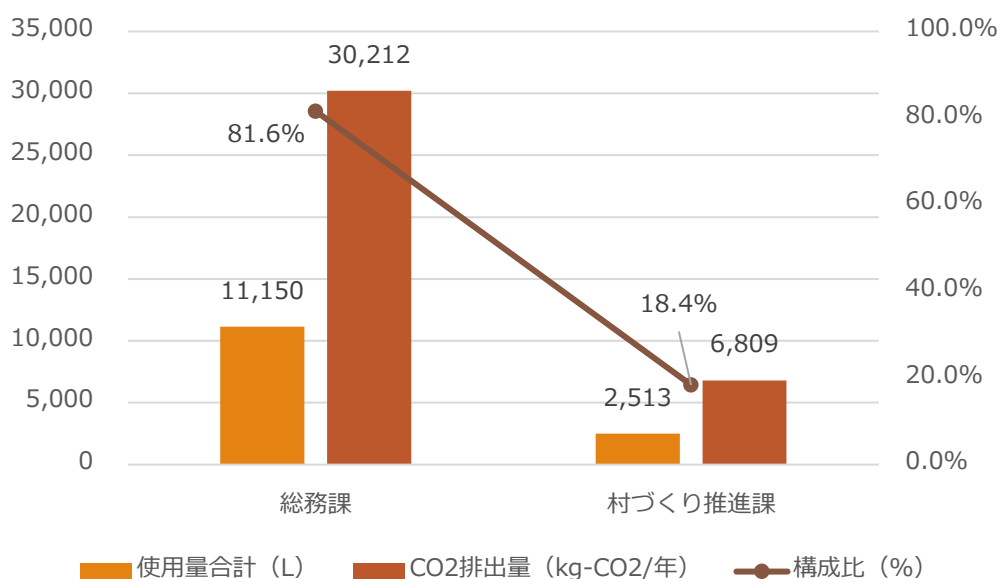


図 1.1 所属ごとの重油 A 使用量

ガス使用量は、教育課と村づくり推進課とで大半を占めており、学校給食室や道の駅におけるレストランでの使用によるものと考えられます。

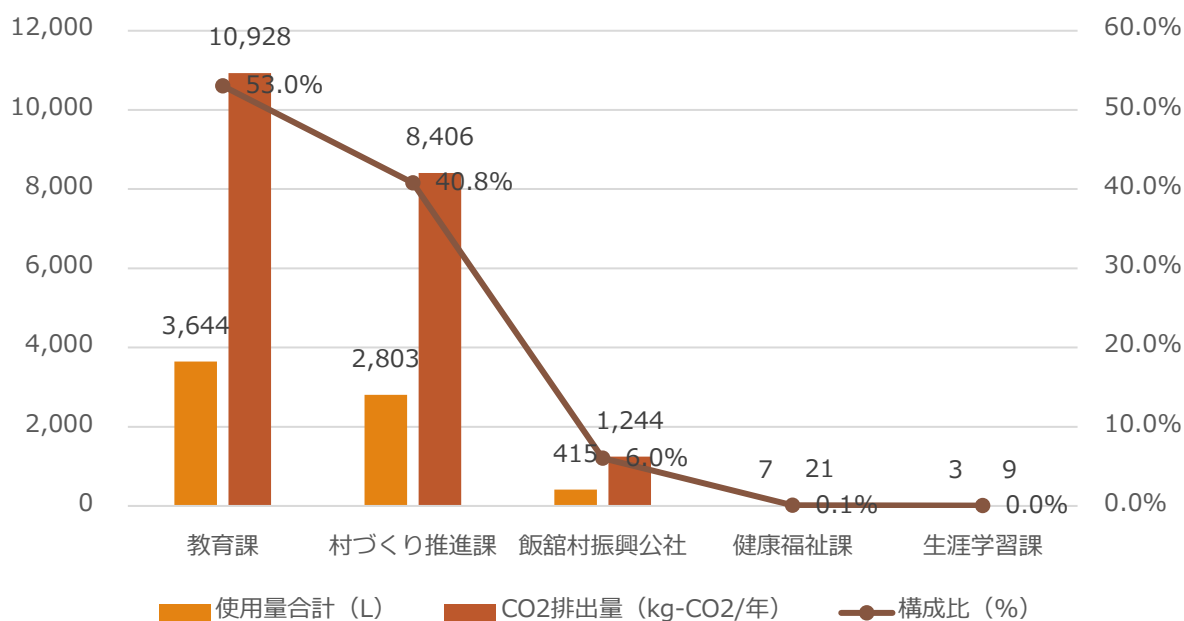


図 1.2 所属ごとのガス使用量

2. CO₂ 排出削減目標

(1) 目標設定

エネルギー使用状況の分析結果や地球温暖化対策計画等を踏まえ、CO₂ 排出削減目標を 2030 年度までに 2023 年度比 50%削減と設定します。

第3章 CO2 排出削減目標達成に向けた具体的な取組み

(1)取組みの基本方針

飯舘村の事務事業における電気・ガス・水道・燃料の使用量を削減することにより、CO2 排出削減に取り組みます。

また、目標達成に向けて下記のとおり3つのテーマを設定し、取組みを進めていきます。

テーマ1	省エネルギー対策・用紙削減・ごみ減量
テーマ2	環境配慮型製品の購入推進
テーマ3	公共工事による環境負荷低減

図13 取組みの3テーマ

(2)テーマ別の具体的な取組み

①省エネルギー対策・用紙削減・ごみ減量

1 電気使用抑制に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
使用量の把握・管理	定期的の使用量を把握・記録し、見える化する。
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	AIやRPA等を活用し、業務効率化を図る。
電気機器の設定・管理	原則として各電気機器は、搭載されている省エネルギーモードに設定する。（例 パソコン・プリンター…節電モード） エコタップを導入し、退庁時の電源管理を簡便にすることで待機電力発生を抑制する。
エネルギー消費効率の高い製品の購入・買替	電気機器の新規購入・買替時は、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。 ■空調・照明・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫…省エネラベリング製品 ■パソコン・プリンター等OA機器…国際エネルギースタープログラム適合製品
照明機器	照明の消し忘れ防止のため、人感センサーを導入する。 十分な光量が得られる場合は、できる限り自然光を利用する。 昼休憩時は全庁的に照明を消灯する。

取組種別	具体的な取組み
	8時30分以前と17時15分以降は、不要な照明を消灯する。
OA機器	OA機器を使用しない時間帯は、各機器の主電源を切る等、適切なスイッチ管理を行う。 必要な時以外は郵送もしくはFAXの利用は避け、メールを利用する。
空調機器	夏季の軽装や冬季の重ね着等を行い、空調使用を抑制する。 無理のない範囲で、冷房は28℃設定、暖房は20℃設定にするよう努める。 窓やブラインド等を併用し、空調を効率的に使用する。 サーキュレーターや扇風機を併用し、空調効率の向上を図る。 空調機器は定期的にフィルター掃除を行うほか、機器を使用しない中間期は電源を切る。 感染症対策の換気を除き、空調機器使用中は開口部を開放しないようにする。 村民が利用する施設の管理者は、利用者へ使用量抑制を促す。
電力調達	調達する電力の30%以上を再生可能エネルギーとするよう努める。

2 公用車の燃料使用抑制に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
燃料消費量等の把握・管理	定期的に燃料消費量・走行距離を把握・記録し、見える化する。
環境にやさしい自動車の導入検討	公用車を購入する際は、電気自動車等の環境にやさしい自動車の導入を検討する。
エコドライブの推進	全職員へエコドライブ10のすすめ（平成24年10月、エコドライブ普及連絡会）を周知し、励行を促す。 外出時はできる限り環境にやさしい自動車を利用する。
その他の取組	近距離移動時は徒歩を心がける。 （例 庁舎～いちばん館、庁舎～希望の里学園まで） タイヤ空気圧の調整等、定期的に自動車の整備を実施する。

3 水使用量抑制に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
使用量の把握・管理	定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。
節水の励行	掲示物等で節水の啓発・励行を促す。
	使用に支障の無い、適切な水圧に調整する。 こまめな蛇口の開閉等、日常的な節水に努める。
水道設備の維持管理	節水コマや自動水栓、節水型トイレ等の節水効果の高い製品を導入する。

4 LPガス及び燃料使用抑制に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
使用量の把握・管理	定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。
ガス機器等の効率的使用	ガス機器の空気口や排気口の点検・調整をする。
	稼働時間を短縮する等効率的な使用を心がける。
	調理時に必要以上に火力を上げないよう心がける。 食器洗浄等で温水を使用する際は、設定温度を1℃下げる。

5 用紙使用抑制に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
使用量の把握・管理	定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	電子決裁を導入し、文書を電子化することで紙使用量を削減する。
	庁内会議資料は、できる限り電子データを用いる。
	事務連絡は、できる限り電子媒体を用いる。 ページ数の多いデータは印刷せず、電子媒体で閲覧する。
用紙・封筒利用の適正化	用紙の使用は原則、両面印刷、両面コピーとする。 ミスプリントした用紙や掲示期間を過ぎたチラシ等は、裏紙印刷に使用する。（裏紙印刷に適さない場合を除く）
	封筒は郵送又は機密保持のためだけに使用し、会議資料等の梱包には使用しない。
送付文の簡略化	送り状や印刷物送付の際に添付する事務連絡などは、特に必要な場合を除き廃止する。

6 ごみ減量に関する取組み

取組種別	具体的な取組み
外部からの持ち込み量の抑制	<p>他の官公庁、団体等からのポスター等の送付について、必要最低限の受入数量とする。</p> <p>業者からの営業資料等について、電子データでの提供を依頼し、紙媒体での持ち込みを極力無くす。</p>
生ごみの抑制	<p>食材は所用数量を計画的に購入する。</p> <p>食品廃棄物（食品ロス）が生じないよう努める。</p>
プラスチック容器やレジ袋の持ち込み自粛	<p>弁当等の販売業者の受入時は、リユース容器の使用に努める。</p> <p>村主催の会議では、紙製容器を利用し、可能な限りペットボトル飲料は提供しない。</p>
リユースの推進	<p>買い物時はマイバッグを持参し、レジ袋は利用しない。</p> <p>マイ箸を持参し、割り箸は使用しない。</p> <p>マイボトルを利用し、ペットボトル飲料の購入を控えるよう努める。</p> <p>廃棄をする前に他の活用方法を考える。</p>
分別の徹底	<p>来庁者用のごみ箱に可燃・不燃・ペットボトル等の分別を明示する。</p>
イベント時のごみ抑制	<p>イベントの開催や後援・協力をする時は、チラシ、広報、ホームページ、会場等で参加者へごみの持ち帰り・分別等呼びかける。</p>

②環境配慮型製品の購入推進

各課係で消耗品や備品の購入にあたっては、グリーン購入法に基づき、適合製品や環境負荷の少ない製品を購入するよう努めます。

取組種別	具体的な取組み
用紙類の購入	用紙類の購入に当たり、古紙配合率が高く、白色度の低い製品を選択する。
	村が作成する印刷物は、古紙配合率が高いものを使用し、できる限り古紙配合率を表示する。
グリーン購入の推進	物品の購入に当たり、エコマーク、グリーンマークの認定製品を優先して選択する。
	詰め替え、補充・交換が可能な製品を選択する。
	部品交換や修理が簡単なもの、長期間の使用が可能な製品を選択する。
	再生できる素材、又は再生材を使用した製品を選択する。
	リサイクルが可能な製品を選択する。
	廃棄の際の処理や処分が容易なものを選択する。
	過剰包装されていない製品を選択する。
	生産から廃棄までの過程で、環境負荷の少ない製品を選択する。
	プラスチック製品を購入する時は、再生プラスチック素材が使われているものを選択する。
	村民向けに啓発品を購入する際は、環境に配慮した製品を選択する。

③ 公共工事による環境負荷低減

村が建設・土木工事等（委託工事等を含む）を実施するにあたっては、福島県建設リサイクルガイドライン等に基づいて、省資源・省エネルギーの推進、資源の再利用等の環境負荷低減に向けた取組みを進めます。

取組種別	具体的な取組み
環境負荷低減への配慮	公共工事の際、一定の環境負荷低減効果が認められている建築資材、建築機械、工法又は目的物を用いるよう努める。
廃棄物の削減とリサイクル	廃棄物の削減及びリサイクルしやすい製品を優先的に選択するよう努める。
省資源・省エネルギー化推進	公共施設の新築、改修の際は、原則 ZEB Oriented※1 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready※2 相当を目指す。また、LED 等の省電力型照明機器等、省エネルギー型機器を優先的に導入するよう努める。
	設置可能な村保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
	外気の活用、遮断が可能な建具や断熱材の採用等により、施設の断熱性能の向上を図る。
	施設の水道、トイレ等への自動水栓、感知式洗浄弁、節水コマ、擬音装置等の導入に努める。
周辺環境対策	建築工事の施工に当たり、車両台数の抑制や低騒音・低振動型の建設機械の使用、防音シートの設置などによって排気ガス、騒音、振動の抑制に努める。
	汚染土壌や有害物質等（アスベスト建材、フロン、PCB）が確認された場合は、関係法令を遵守の上、適正な運搬、保管及び処理に努める。
	空調設備の整備に当たり、地球温暖化防止に配慮した設備を導入する。
	公共施設整備に当たり、自然環境や景観との調和に配慮する。
グリーン購入法に基づく調達	公共工事における建設資材等の調達については、同法に基づく建設グリーン調達を推進する。

※1 ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

※2 ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

第4章 計画の推進体制と評価・公表

1. 推進体制

(1) ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画協議会

地球温暖化対策推進委員会及びゼロカーボンビレッジいいたて実行計画協議会において、計画の進捗管理や評価・見直しを行い、本計画の推進及び改善のための検討を行います。

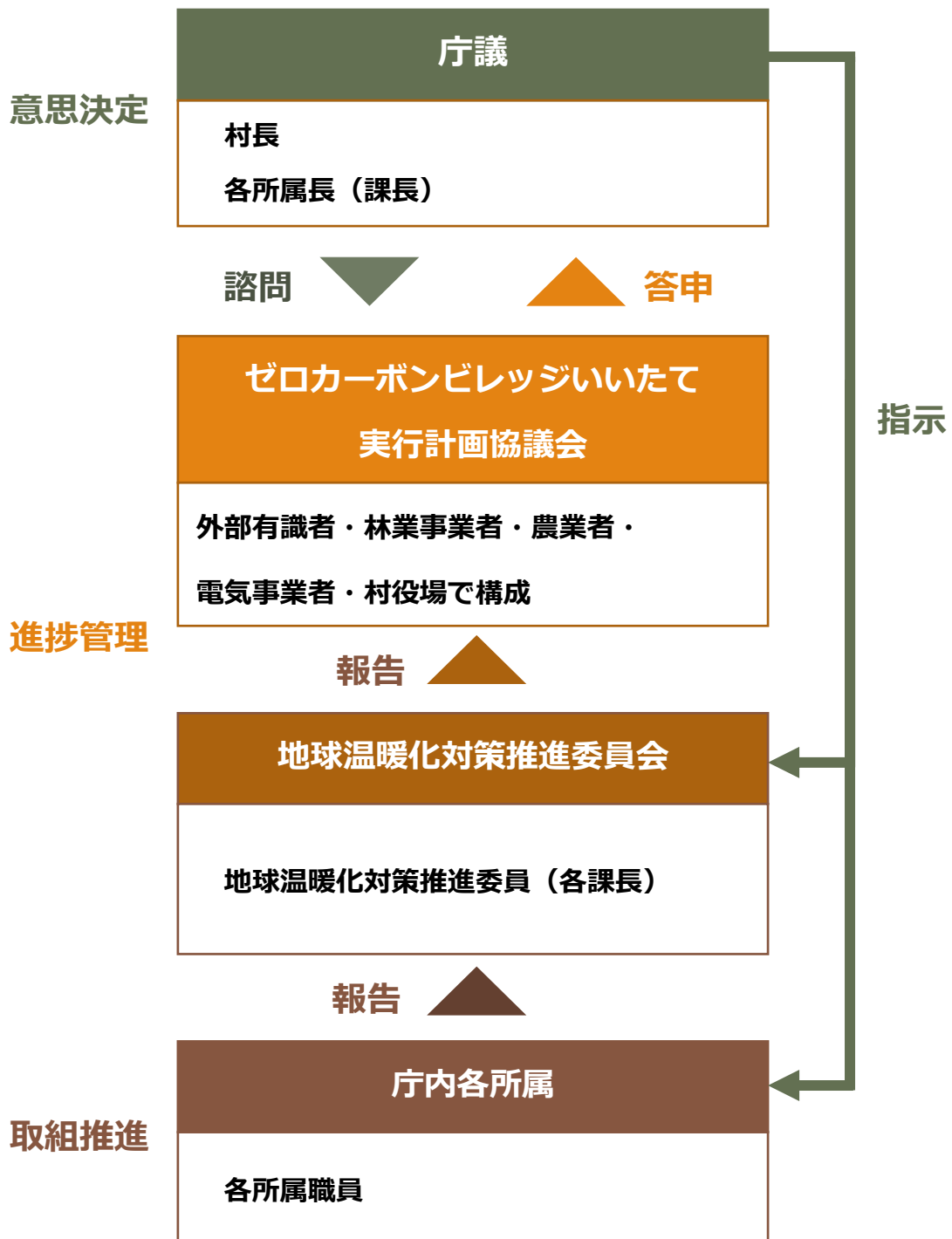


図 1 4 飯舘村における地球温暖化対策推進体制

(2) 評価・見直し体制

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）を繰り返し実施することで、評価・見直しを行います。また、毎年1回以上、進捗状況を確認・評価し、必要に応じて事務事業編の改定を行います。



図15 PDCAサイクルによる計画推進の流れ

2. エネルギー使用量報告及び使用状況の公表

(1) エネルギー使用量報告について

地球温暖化対策推進委員は、計画の実行状況把握のため、毎年使用量の集計を行い、定期的に各所属における取組の実施状況及び計画目標の達成状況などを点検し、毎年5月末までに報告書を推進委員会へ提出するものとします。

推進委員長は提出された報告書の適合性を評価し、評価結果を村長へ報告するとともに全庁へ伝達します。

(2) エネルギー使用状況の公表

毎年使用量の集計を行い、定期的に各所属における取組の実施状況及び計画目標の達成状況などを点検し、毎年9月末までに報告書を推進委員会へ提出するものとします。

また、前年度の年間エネルギー使用量等を集計し、計画の実施状況と照らして確認を行い、毎年10月末までに広報、ホームページ等で公表します。

参考資料 計画対象施設・所管一覧

1. 計画対象施設

本計画におけるエネルギー使用量の管理対象となる公共施設は以下のとおりです。

番号	施設名	使用量管理対象	エネルギー管理主体
1	飯舘村役場庁舎	電気、燃料、水道	総務課総務係
2	飯舘村消防施設	電気、水道	
3	飯舘村地域防災センター	電気、ガス、燃料、水道、	
4	公用車・社用車	燃料（ガソリン、軽油）	庁内各課
5	旧草野小学校	電気、燃料、水道	総務課財政係
6	までいな家	電気、燃料、水道	村づくり推進課企画定住係
7	長泥コミュニティセンター	電気、水道	
8	いいたて村の道の駅 まで い館	電気、ガス、燃料、水道	村づくり推進課商工観光係
9	ふかや風の子広場	電気、水道	
10	いいたて村のドッグラン わんこの庭のびのび	電気	
11	もりの駅 まごころ	電気、水道	
12	大倉キャンプ場	電気、水道	
13	真野ダム 公衆トイレ	電気	
14	飯舘クリアセンター	電気	住民課住民係
15	村内街路灯	電気	
16	いちばん館	電気、ガス、燃料、水道	健康福祉課健康係
17	いいたてクリニック	電気、ガス、燃料、水道	
18	子育て支援センター	電気、燃料、水道	健康福祉課福祉係
19	飯舘村有害鳥獣減容化施設	電気	産業振興課農政第二係
20	飯舘村民運動場 井戸ポン プ	電気	建設課建設管理係
21	草野集会所	電気	
22	大倉浄水場	電気	
23	田尻浄水場	電気	
24	深谷市沢ポンプ場	電気	

番号	施設名	使用量管理対象	エネルギー管理主体
25	滝下浄水場	電気	
26	笠石ポンプ場	電気	
27	花塚浄水場	電気	
28	草野処理場	電気、水道	
29	飯樋処理場	電気、水道	
30	村営住宅（共用部分）	電気	
31	復興公営住宅 飯野町団地 （受水槽・ポンプ）	電気	
32	大倉大橋	電気、燃料	建設課土木係
33	いいたて希望の里学園	電気、ガス、燃料、水道	教育課学校教育係
34	までいの里のこども園	ガス、燃料、水道	
35	スクールバス車庫	電気、ガス、水道	
36	交流センター ふれ愛館	電気、燃料、水道	生涯学習課生涯学習係
37	いいたてスポーツ公園	電気、ガス、燃料、水道	
38	宿泊体験館 きこり	電気、ガス、燃料、水道	村づくり推進課商工観光係 （指定管理施設）
39	農業研修館 きらり	電気、ガス、燃料、水道	
40	村民の森 あいの沢キャン プ場・民家園	電気、燃料、水道	
41	メモリアルホールいいたて	電気、ガス、水道、燃料	住民課住民係 （指定管理施設）
42	ひだまりの家	電気、燃料、水道	健康福祉課福祉係 （指定管理施設）

2. 計画対象部局

本計画に定める取組みの実施主体となる部局は以下のとおりです。

番号	部局	課名	係名
1	村長部局	総務課	総務係
2		総務課	財政係
3		村づくり推進課	企画定住係
4		村づくり推進課	商工観光係
5		住民課	住民係
6		住民課	税務係
7		健康福祉課	健康係
8		健康福祉課	福祉係
9		健康福祉課	包括支援センター
10		産業振興課	農政第一係
11		産業振興課	農政第二係
12		産業振興課	農業委員会事務局
13		建設課	建設管理係
14		建設課	土木係
15		建設課	農業基盤再生係
16		会計室	経理係
17	議長部局	議会事務局	事務局
18	教育長部局	教育課	学校教育係
19		いいたて希望の里学園	
20		までいの里のこども園	
21		生涯学習課	生涯学習係
22	外郭団体	一般財団法人 飯舘村振興公社	
23		社会福祉法人 飯舘村社会福祉協議会	

ゼロカーボンビレッジいいたて実行計画（事務事業編）

発行年月 2025年3月

発行者 飯舘村役場 村づくり推進課

発行者住所 〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580-1

TEL 0244-42-1611 FAX 0244-42-1601

E-mail kikaku@vill.iitate.fukushima.jp